

昭和45年国勢調査の概要

はしがき

国勢調査は、わが国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行なわれており、昭和45年国勢調査は、その第11回目の調査にあたっている。また、昭和19年、20年、21年および23年には、全国的な人口調査が行なわれたが、これらの調査は、それぞれ特別な行政上の目的によって行なわれたもので、法的根拠も国勢調査と異なり、このため、名称も人口調査となっている。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日

このように、国勢調査は昭和22年臨時国勢調査を除いては、5年ごとに行なわれてきたが、大正9年をはじめとする10年ごとの調査は、大規模な調査であり、中間の5年目の調査は、簡易調査であった。大規模調査と簡易調査のおもな差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行なわれた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調

査では、これら基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、昭和30年、昭和40年の両調査は、簡易調査として行なわれたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。今回の昭和45年国勢調査は、大規模調査にあっており、調査事項、集計結果表とも、前回の昭和40年の調査より拡大されたことはもちろん、これまでの各回調査と比較しても、昭和25年国勢調査を除き、他のいずれの調査よりも調査事項が多くなっている。とくに、今回の調査では、集計機械（光学式読取装置および電子計算機）の改良により、調査項目についてのより詳細な集計、小地域統計の拡充など、豊富な集計結果表が作成されることとなっている。

調査の時期

昭和45年国勢調査は、昭和45年10月1日午前零時現在（以下、調査時という。）によって行なわれた。国勢調査の期日を10月1日とすることは、大正9年以来一貫しており、今回もとくにこれを変更する理由を認めなかった。

調査の法的根拠

戦前の各回国勢調査は、いずれも「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年12月1日法律第49号）にもとづいて行なわれ、戦後、すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも「統計法」（昭和22年3月26日法律第18号）にもとづいて行なわれている。

統計法では、政府または地方公共団体が作成する統計で行政管理庁長官が指定したものを、すなわち「指定統計」に関して規定しているが、とくに国勢調査に関する条項を設け、その実施を定めている。

すなわち統計法第4条では、国勢調査を「政府が全国民について行う人口に関する調査」と定義し、その実施については「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」と規定している。この条文は、統計法制定当初は、単に5年ごとに国勢調査を行わなければならないと規定してあったが、昭和29年4月に現在の条文に改正され、そのさい同法附則で、改正後の最初の簡易調査は、昭和30年に行なう旨定められた。また、この規定により、今回の昭和45年国勢調査と前々回の昭和35年国勢調査は10年ごとの大規模調査として、前回の昭和40年国勢調査は、中間年の簡易調査として行なわれたわけである。

国勢調査は、統計法第4条にもとづいて行なわれるが、同時に昭和22年5月2日内閣告示第21号によって、「指定統計第1号」に指定されている。したがって、同法および「統計法施行令」(昭和24年5月31日政令第130号)の指定統計に関する規定、すなわち申告義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等に関する規定が適用される。

さらに、昭和45年国勢調査の実施にさいしては、調査の内容および実施手続きを定めたつぎの政令、訓令が制定され、また、関係告示が告示された。これらは、(1)調査の実施年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関するものと、(2)調査の実施年に定められた調査の実施に関するものとに分けることができる。

(1) 調査区の設定に関する政令および訓令

昭和45年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和44年6月12日政令第155号)

昭和45年国勢調査調査区設定心得(昭和44年6月12日総理府訓令第4号)

(2) 調査の実施に関する政令、訓令および告示

昭和45年国勢調査令(昭和45年4月9日政令第57号)

昭和45年国勢調査施行心得(昭和45年4月20日総理府訓令第1号)

昭和45年国勢調査令の規定に基づき、本州、北海道、四国及び九州に附属する島を定める件(昭和45年4月20日総理府告示第11号)

昭和45年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件(昭和45年4月20日総理府告示第12号)

昭和45年国勢調査に従事する国勢調査員に携行させる国勢調査員証及び昭和45年国勢調査に従事する者に着用させる国勢調査従事者章を定める件(昭和45年6月11日総理府告示第21号)

調査の地域

昭和45年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎの諸島を除く地域において行なわれた。

- (1) 齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- (2) 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- (3) 硫黄島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この調査の地域は、前述の総理府告示第11号によって告示されたものである。今回の調査地域には、昭和43年6月26日にわが国に復帰した小笠原諸島が戦後始めて加えられた。

上記のほか、各回国勢調査の地域はかなり相違しており、その差異のおもなものを述べると、つぎのとおりである。

- (1) 戦前の国勢調査では、戦後、行政権のおよんでいない沖縄および平和条約によってわが国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査したのに対し、戦後の国勢調査ではもちろんこれらの地域は調査地域に含まれていない。
- (2) 戦後の国勢調査では、昭和26年および昭和28年にそれぞれ復帰した吐噶喇列島および奄美群島が、昭和22年と昭和25年の調査では調査地域から除外されていたのに対し、昭和30年以降の調査では調査地域に含まれている。

各回調査の調査地域および人口の異動は、表1「各回調査の調査地域の人口および面積」(VIページ)に

示されているとおりである。

調査の対象

昭和45年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に、調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。しかし、つぎの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校または同法第83条の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等)で調査した。
- (2) 病院または診療所に入院している人は、入院してからすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- (3) 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している場合のほか、調査時以前に本邦の港を出港し、調査時以後5日以内に本邦の港に入港した船舶に限った。
- (4) 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
- (5) 刑務所、少年刑務所または拘留所に収容されている人のうち、死刑の確定した人および受刑者ならびに少年院または婦人補導院の在院者は、その

刑務所、拘留所、少年院または婦人補導院で調査した。

- (6) 3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人がいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、とくにつぎの人は調査から除外した。

- (ア) 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団(随員および家族を含む。)
- (イ) 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属(家族を含む。)

注) わが国政府の要請に応じ、それぞれ関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、昭和45年10月1日現在、上述の(ア)に該当する人口は4,293人、(イ)の人口のうち、「家族」に該当する人口は32,914人である。(イ)に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

また海外に居住する日本人については、旅行者または一時滞在者で自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は、前述の常住の定義により、自宅に常住している人として自宅で調査されたが、その他の人は、国勢調査の対象になっていない。在外本邦人のうち、在外日本公館員(家族を含む。)の数は、外務省の調査によると、昭和45年10月1日現在で2,846人である。

昭和45年国勢調査の調査の対象人口を、前回の昭和40年国勢調査と比較すると、上記(3)に述べたように今回は、陸上に住所のない船舶乗組員を船舶で調査するにあたって、その船舶を調査時以後5日以内に本邦の港に入港したものとしているが、前回では、調査時以後3日以内に本邦の港に入港したものに限っており、この点が相違しているほかは、常住の定義および在日外国人の取扱いについて、前回とまったく一致している。また、昭和40年、昭和35年、昭和30年の各回調査

表1 各回調査の調査地域の人口 (×は調査結果に含まれていない地域)

Table with columns for survey area (調査地域) and population (人) for various years from 1915 to 1945. Rows include Hokkaido, Tokyo, Iwate, and Okinawa Prefecture.

()内は琉球政府の公表した国勢調査人口であり、このうち昭和25年、30年、35年についての結果はそれぞれ12月1日現在のものであるので注意されたい。...

および面積 (大正9年~昭和45年) 一は不詳、面積の単位は平方キロメートル)

Table with columns for area (面積) and population (人口) for various years from 1915 to 1945. Rows include Hokkaido, Tokyo, Iwate, and Okinawa Prefecture.

4) 鹿児島県大島郡の区域のうち、北緯29度以南にあるものおよび名瀬市。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、昭和28年12月25日に返還され、昭和29年3月1日現在により人口調査を実施(人口201,132人)...

では、いずれも、常住の定義および在日外国人の取扱いは一貫している。

昭和25年以前の国勢調査とのおもな相違はつぎのとおりである。

- (1) 常住の定義が、昭和30年以降の調査では、3か月以上住んでいるかまたは住もうと思っているかどうかを判定の基準としているが、昭和25年国勢調査では、これが6か月であった。
- (2) 昭和22年以前の国勢調査では、「現在人口」を調査した。すなわち、調査の対象を、それぞれ調査時に現在していた場所で調査した。なお、昭和25年国勢調査では、常住人口のほか、現在人口も調査した。
- (3) 昭和10年以前の国勢調査では、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の国勢調査で調査の対象から除外された外交団等も調査された。
- (4) 昭和15年の国勢調査では、原則として昭和10年以前と同様に、現在人口を調査したが、軍人・軍属等については、それらが海外にいると否とを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査した。海外にいたと推定されるこのような人口は、約120万人であった。

調査の事項

昭和45年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 国籍
- (6) 配偶の関係
- (7) 結婚年数
- (8) 出生児数
- (9) 現住居への入居時期
- (10) 従前の常住地

- (11) 教育
- (12) 就業状態（仕事をしたかどうかの別）
- (13) 従業上の地位
- (14) 所属の事業所の名称および事業の種類（産業）
- (15) 仕事の種類（職業）
- (16) 従業地または通学地
- (17) 従業地・通学地までの利用交通手段

(世帯について調査した事項)

- (18) 世帯の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 世帯が使用する居住室数
- (21) 世帯が使用する居住室の畳数
- (22) 家計の収入の種類

調査の事項を前回の昭和40年国勢調査と比較すると、前回調査された事項は、すべて今回の調査でも調査されているが、今回の調査では、さらに、「(7)結婚年数」「(8)出生児数」「(9)現住居への入居時期」「(10)従前の常住地」「(11)教育」「(17)従業地・通学地 までの利用交通手段」および「(22)家計の収入の種類」が追加されている。

今回追加された事項のうち、「(9)現住居への入居時期」「(10)従前の常住地」および「(17)従業地・通学地までの利用交通手段」は、わが国の国勢調査で、今回初めて調査された事項であるが、「(9)現住居への入居時期」と「(10)従前の常住地」については、この事項に類するものとして昭和35年に「1年前の常住地」が、また、昭和25年と昭和5年に「出生地」の調査が行なわれている。出産力に関する事項（「(7)結婚年数」と「(8)出生児数」）および「(11)教育」は、戦前の調査では調査されたことがないが、戦後は昭和25年と昭和35年の国勢調査で調査されている。ただし、内容的には、出産力に関する事項として、昭和25年には「初婚か否かの別」も調査したが、今回は昭和35年と同様、この調査を行っていないこと、また、教育に関する事項として昭和25年には「在学年数」を調査したが、今回は昭和35年と同様、在学学校または最終卒業学校の種

類によって調査していることなどの差異がある。「(22)家計の収入の種類」は、昭和35年に調査されている。

調査の組織

昭和45年国勢調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣—都道府県知事—市町村長—国勢調査指導員—国勢調査員の指揮系統を通じて行なわれた。

総理府統計局は、調査の企画、調査に用いる用品・書類等の準備、地方における調査実施業務の指導、調査結果の集計および公表を担当し、このため、経常の組織のほか、総理府統計局内に「昭和45年国勢調査計画委員会」（昭和44年1月21日～昭和45年1月10日）および「昭和45年国勢調査実施本部」（昭和45年1月10日～昭和46年3月17日）ならびに各省庁との連絡協議を行なうため「昭和45年国勢調査各省庁連絡会」（昭和44年2月3日～昭和46年3月31日）を設置した。

都道府県においては、主としてそれぞれの統計主管課が国勢調査の業務を担当し、総理府統計局から送付された調査用品および調査書類を市町村に配布する仕事、調査実施に関して市町村を指導する仕事、県内の調査書類を取集する仕事を行なった。

市町村においては、調査区の設定、指導員および調査員の内申および任命に伴う事務、指導員および調査員の指導、調査書類の取集・検査等、調査の実施に直接関連する業務が行なわれた。

実地の調査は、昭和45年国勢調査のために、内閣総理大臣により任命された561,217人の国勢調査員によって行なわれ、また別に内閣総理大臣により任命された38,581人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわった。

調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、昭和45年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図、調査区一覧表等の関係書類が作成された。この調査区は、前回の昭和40年国

勢調査調査区を廃し、新たに設定されたものである。調査区の設定は、調査日の1年前すなわち昭和44年10月1日現在で行なわれ、その後、たとえば集団住宅の建設などの理由による必要な修正を逐次行なって、調査日現在で確定した。調査区数は579,709で昭和40年国勢調査のそれと比較すると、82,550の増加を示している。

調査区設定の基準は、市区町村の区域ごとに、また、国勢統計区—後述—を設定した市区では国勢統計区ごとに、まず、特別な地域、たとえば、常住者がいないか、いてもきわめてわずかでかつ広大な地域または特殊な人口の集まっている地域について特別調査区を設定し、さらに、港の区域および水上生活者のいる河川または運河の河口に近い水域について水面調査区を設定し、残りの地域について、1調査区がおおむね50世帯を含むよう、地理的に明瞭な地形地物を境界として、一般調査区を設定した。この調査区設定の基準を、前回の基準と比べると、前回は、一般調査区に含めていた「伝染病院」および「患者200人以上の収容施設を有する一般病院」を今回は特別調査区としたことなど若干の変更がなされた以外はほぼ同一である。

以上の各種調査区の内訳およびその数は、つぎのとおりである。

一般調査区	543,412
特別調査区（合計）	35,176
山林・原野・耕地などの地域	16,326
広大な工場・学校・鉄道用地などのある地域	1,342
社会施設、大きな病院等のある地域	5,544
刑務所・拘置所等のある地域	271
自衛隊地域	367
駐留軍地域	101
50人以上の寄宿舍・寮等のある地域	11,225
水面調査区	1,121
合計	579,709

このようにして設定された調査区は、昭和45年国勢

VIII

調査の実施の基礎となり、各調査区には、原則として1名ずつの国勢調査員が配置されて調査活動を行なった。

なお、この調査区は、国勢調査の調査終了後も、国勢調査結果の集計最小地域単位として(調査区別集計)、また、各種統計調査とくに標本調査の地域的抽出単位として広く利用されている。

2 試験調査

昭和45年国勢調査試験調査は、昭和45年国勢調査の実施に先立ち、調査実施計画立案に際し必要な諸事項を実地に検討するとともに、都道府県等における調査準備事務の参考とするため、3回に分けて実施された。

第1次試験調査は、おもに、(1)調査事項の調査上の適否、(2)抽出調査事項を設ける場合の抽出方法および問題点、(3)調査票および調査個票の様式および設計の適否、(4)国勢調査員が産業または職業を分類して、その分類符号により調査個票に記入する場合の方法および問題点、(5)調査の事務量等を検討するため、岩手県盛岡市、埼玉県浦和市、静岡県静岡市および清水市において、それぞれ、昭和44年5月30日、同年5月23日、同年5月17日および同年5月19日に、合計100の昭和40年国勢調査調査区について実施された。

第2次試験調査は、第1次試験調査における検討事項(3)、(4)および(5)のほか、おもに、(1)職業・産業の分類作業およびその分類符号の調査個票への記入を国勢調査員が行なうか否かに従って別々に設計された2種の調査個票を世帯によって使い分ける場合の方法および問題点、(2)調査員の指導方法、(3)調査票および調査個票の審査方法等を検討するため、19の都道府県、20の市区において、昭和44年10月1日または同年10月3日に、合計310の昭和40年国勢調査調査区について実施された。また、この第2次試験調査では、試験調査を実施しない府県の国勢調査担当職員も、調査実施都府県におもむき、調査事務に参加した。

第3次試験調査は、第2次試験調査における検討事項のほか、おもに、大都市における調査方法上の問題点

を検討するとともに、最終的仕上げを行なうため、本調査とはほぼ同様の調査書類により、東京都千代田区、神奈川県横浜市、京都府京都市および兵庫県神戸市において、昭和45年1月29日に、合計46の昭和40年国勢調査調査区について実施された。

なお、今までの国勢調査でも、今回国勢調査の試験調査とはほぼ同様の趣旨による試験調査が、昭和25年国勢調査から実施されている。

3 調査の実施

国勢調査員は、昭和45年9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内の全世帯を巡回確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、「調査票」とその「記入例」を配布して調査票の記入を依頼した。この際、国勢調査員は、各世帯の世帯主氏名等の事項を「世帯名簿」に記入するとともに、「調査区要図」に各世帯の位置と世帯番号を記入した。

国勢調査員は、昭和45年10月1日から5日までの5日間に受持ち調査区内の各世帯を再訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した事項についての確認・検査を行なった。また、調査票取集後、調査票の記入内容と世帯名簿とを照合・検査し、必要な訂正を行なった。

国勢調査員は、調査票の取集・検査後、その記入内容を、「調査個票」に転記した。

4 調査書類

今回の調査に用いられた「国勢調査調査票」は1枚に6人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者がその世帯員について前述の調査事項のうち(18)を除く(1)から(22)までの事項を記入して申告(自計申告)し、(18)の事項は、国勢調査員が世帯主または世帯の代表者に質問して記入(他計申告)する方式によった。

また、今回の調査では、調査結果を早期に集計・公表するため、前回調査と同様、調査票に加えて「調査個票」を作成した。この調査個票は、集計に直接用い

るためのカードで、これを「光学式読取装置」に送り込んでその記入内容を磁気テープに読み取らせ、大型の電子計算機により結果の集計が行なわれる。今回の調査個票は、1枚に2人記入でき、しかも世帯に関する調査事項を含むほとんどすべての調査事項が調査票の記入内容にもとづいて調査員により転記された。しかし、産業と職業については、調査員による分類記入が困難なので、総理府統計局において、調査個票の記入内容にもとづき、分類符号の記入を行なった。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域においては、それぞれ「国勢調査特別調査票」を用いて調査が行なわれた。この特別調査票は、前述の調査個票とはほぼ同一の様式のカードであるが、自衛隊地域用の特別調査票では、前述の調査事項のうち、(5)、(12)、(13)および(15)以降の事項が、また、矯正施設地域用では、(12)以降の事項は、あらかじめ判明しているため、それぞれ省かれている。そのため、特別調査票は、調査個票と異なり、1枚に4人記入できるように設計された。

調査に際しては、調査票および調査個票のほか、「世帯名簿」(自衛隊地域および矯正施設地域においては「調査単位名簿」)および「調査区要図」が、各調査区ごとに、調査員によって作成された。世帯名簿には各世帯の世帯番号、世帯主氏名、世帯の所在地、男女別世帯人員等が記入され、調査員が調査を行なう際の世帯および世帯人員の確認に役立てられたほか、人口および世帯の概数の算出に用いられた。また、調査区要図には、受持ち調査区の境界、調査区内の主要な目標物、世帯の位置および世帯番号が記入され、調査員が調査を行なう際の世帯の確認に役立てられた。

また、この世帯名簿(自衛隊地域および矯正施設地域においては「調査単位名簿」)の記入内容にもとづき、「市区町村要計表」が各市区町村において作成され、この市区町村要計表にもとづいて「都道府県要計表」が各都道府県において作成された。市区町村要計表には、当該市区町村内の各調査区について、調査区番号、世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数、調査個

票枚数等が記入され、また、都道府県要計表には、当該都道府県の各市区町村について、市区町村名、世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数、調査個票枚数等が記入された。これらの要計表は、調査書類の進達の際の「目録」として役立てられたほか、人口および世帯の概数の算出に用いられた。

集計および結果の公表

集計は、すべて総理府統計局において行なわれた。集計の種類は大別して、人口概数、人口確定数、基本集計、従業地・通学地集計、1%抽出集計、20%抽出集計および人口移動詳細集計からなる。人口概数は、都道府県要計表にもとづき、また、人口確定数は調査票にもとづいて算出され、すでに公表された。また、人口移動詳細集計を除くその他の集計は、すべて調査個票を光学式読取装置(NEAC:N240P-1AT)によって磁気テープに読み取り、電子計算機(NEAC:2200モデル500)を用いて集計する。また、結果表の作成にあたっては、新たに写真漢字プリンター(JEM編集組織)を用い、それを電子計算機に連結して、報告書印刷のための写真印刷用フィルムを作成している。

基本集計および従業地・通学地集計は、全数集計(ただし、一部の事項については抽出集計)の方法により行ない、1%抽出集計、20%抽出集計および人口移動詳細集計は抽出集計の方法により行なう。

なお、以下に述べる「昭和45年国勢調査報告 第2巻～第7巻」に収録される統計表は巻末に示したとおりである。

1 人口概数

昭和45年国勢調査による最初の結果数字として、全国都道府県市区町村の世帯および男女別人口概数を昭和45年12月2日に公表し、同月15日に「昭和45年国勢調査速報シリーズNo.1 全国都道府県市区町村別人口概数」として刊行した。この数字は、国勢調査員が作成した世帯名簿により市区町村がとりまとめた市区町村

要計表およびこれによって都道府県が作成した都道府県要計表を用いて、総務省統計局が集計したものである。

この概数によると、人口総数は103,703,552人(後に明らかにされた人口確定数103,720,060人より16,508人少ない。)であった。

2 人口確定数

人口確定数は、調査票の記入にもとづいて、都道府県都支庁市区町村別に集計を行ない、集計の完了した都道府県から昭和46年3月20日、3月27日、4月10日および4月28日の4回に分けて、逐次結果を官報に告示し、4月27日には、全国都道府県市区町村別人口(確定数)を公表した。さらにこれをまとめた、「昭和45年国勢調査速報シリーズNo.2 全国都道府県市区町村別人口(確定数)」を昭和46年5月1日に刊行した。

全国都道府県市区町村の人口集中地区についても、上記の人口確定数による人口集中地区の人口および面積を算出し、これを昭和46年7月23日に公表した。また、「昭和45年国勢調査速報シリーズNo.3 人口集中地区別人口速報」として8月30日に刊行した。

この報告書に掲げる昭和45年国勢調査の結果数字は、すべてこの確定数によるものである。

3 基本集計

基本集計は、昭和45年国勢調査において調査された人口および世帯の属性に関する集計結果のうち、最も基本的な結果を集計・表章するものである。すなわち年齢、男女、配偶関係、国籍、入居時期・前住地、教育程度、出産力、従業上の地位、産業、職業、社会経済分類、世帯の構成、住居の状態について全数集計(ただし、産業(中・小分類)、職業(大・中・小分類)社会経済分類については20%抽出集計)により集計される。これらの集計結果は、都道府県、市区町村、人口集中地区および国勢統計区別にほぼ同じ様式で表章されるが、国勢調査調査区別には簡略化された結果表が作成される。

基本集計は、都道府県単位で行なわれるが、そのうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和46年3月から昭和47年10月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和45年国勢調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編その1~46」として刊行し、また、国勢統計区、調査区別の結果は、都道府県・市区町村別の集計が完了した都道府県から逐次結果プリント等をもって公表する。

全都道府県の集計の完了後に、全国についてまとめた結果を昭和47年12月までに、「昭和45年国勢調査報告 第2巻 全国編」として、また、国勢統計区別結果のうち、その主要な結果を昭和48年3月までに「昭和45年国勢調査報告 第4巻 国勢統計区編」として刊行する予定である。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動、すなわち、人がその住居からその働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態を明らかにするためのもので、これによって各市区町村の「昼間人口」が算出される。従業地・通学地集計の結果は、昭和47年10月末日までに「昭和45年国勢調査報告 第6巻 通勤・通学集計結果」として刊行する予定である。

5 1%抽出集計

1%抽出集計は、昭和45年国勢調査による全国、都道府県および人口50万以上の都市別結果の早期利用を図るため、調査個票のなかから、一定の方法により100分の1を抽出し、それについて基本的事項を集計したものである。1%抽出集計の結果は、昭和46年8月6日に公表し、10月に「昭和45年国勢調査速報シリーズNo.4 全国都道府県別結果速報」として刊行された。

6 20%抽出集計

20%抽出集計は、基本集計結果を補充するために、より詳細な全国、都道府県、人口50万以上の都市別の集

計を行なうもので、一定の方法により調査個票のなかから5分の1を抽出し、それについて詳細な事項を集計したものである。20%抽出集計の結果は、昭和48年10月末日までに「昭和45年国勢調査報告 第5巻 詳細集計結果」として刊行する予定である。

7 人口移動詳細集計

人口移動詳細集計は、人口の移動、すなわち常住人口の変更の実態の詳細を明らかにするために、全国、都道府県および市区町村別に行なわれる。人口移動詳細集計の結果は、昭和48年12月末日までに「昭和45年国勢調査報告 第7巻 人口移動集計結果」として刊行する予定である。

8 その他の刊行予定

昭和45年国勢調査の結果については、上記の国勢調査報告、速報シリーズのほか、人口集中地区の人口、面積および境界図を収録した「昭和45年国勢調査報告別巻 わが国の人口集中地区」、全国および各都道府県の人口の状況を解説し、あわせて、その増減率、構成比等の統計表を収録した「解説シリーズ」、市区町村別人口分布、市区町村別人口密度等を地図で示した「日本人口地図シリーズ」(一部既刊)等を刊行する予定である。

9 人口集中地区および国勢統計区

人口集中地区および国勢統計区はいずれも、都道府県・市区町村という行政区域による統計を補なうため前者は昭和35年国勢調査から、後者は今回はじめて設定された統計表章のための地域単位であるが、これらの設定の目的、設定の基準は以下に述べるとおりである。

(1) 人口集中地区

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法および昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併、新市の創設のため市部地域が拡大され、市部・郡部別地域表章がかならずしも都市的地域と農村的地域

の特質を明瞭に示さなくなったので、この都市的地域の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査の際はじめて設定されたものである。

昭和45年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、ア 昭和45年国勢調査調査区を基礎単位地域として、イ 市区町村の区域内で人口密度が高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり約4,000人以上)が隣接して、ウ 昭和45年国勢調査による人口が5,000人以上となる地域を構成する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

なお、人口集中地区は、7大都市の場合、各区ごとに設定されているが、各区の境界にまたがって地理的に接続する人口集中地区をまとめて一つの「連合人口集中地区」とした。人口集中地区数の算出の際は、この連合人口集中地区によっている。

(注)昭和40年および昭和35年国勢調査の人口集中地区の中には、5,000人に満たないものもあるが、これは、人口集中地区の設定にあたって、それぞれ、昭和40年および昭和35年国勢調査人口ではなく、昭和39年10月1日現在および昭和34年10月1日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

[備考]

準人口集中地区

準人口集中地区は、今回の調査ではじめて設定されたもので、人口集中地区と同様、原則として人口密度の高い調査区(すなわち、人口密度約4,000人以上の昭和45年国勢調査調査区)が市区町村内でたがいに隣接している地域のうち、人口が3,000人以上5,000未満の場合、これを「準人口集中地区」とした。

この準人口集中地区についての結果は、その人

口と面積が算出されており、これは「昭和45年国勢調査速報シリーズ No.3 人口集中地区別人口速報」および「昭和45年国勢調査報告 別巻 わが国の人口集中地区」に収録されている。

なお、人口集中地区および準人口集中地区の詳細については、同別巻を参照されたい。

(2) 国勢統計区

国勢統計区は、人口の大きな市について市の区域を行政上役立つようにさらに小さく区分した統計表章のための地域単位で、今回の国勢調査ではじめて設定されたものである。

この国勢統計区は、つぎのような原則により設定されている。

ア 原則として、人口20万以上の都市（東京都の特別区部を含む。）および人口20万に達しない県庁所在市を対象とする。

イ 昭和44年10月1日現在による。

ウ 国勢統計区の人口の大きさは、ほぼ人口1万人程度を標準とし、特殊な地域を除き、5,000人を下回らず、また20,000人を上回らない。

エ 国勢統計区の境界は、時系列比較を可能とするため、原則として長期間変更しない。

なお、国勢統計区に関する詳細については、「昭和45年国勢調査報告 第4巻 国勢統計区編」を参照されたい。

面積

この報告書に掲げた昭和45年10月1日現在の都道府県郡支庁市区町村別面積は、建設省国土地理院が公表した「昭和45年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。面積測定の方法は、同書を参照されたい。なお、人口集中地区の面積は、総理府統計局において測定したものである。

国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一

部に、市区町村の境界に変更があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されている場合、また、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されている場合がある。これらについては、可能な限り総理府統計局において、昭和45年10月1日現在の関係市区町村別の面積を推定し、これにその旨の注記を付して本報告書に登載することとした。これらの市区町村別面積には、昭和40年国勢調査報告第1巻に掲載した面積数値をそのまま、または、昭和40年10月2日以降の廃置分合等にしたがって組替えた面積数値を用いた。したがって、これらの市区町村別面積は、後に国土地理院が測定する数値とはかならずしも一致しないことがあるので、その利用にあたっては注意されたい。

なお「参考」として掲げている沖繩の市区町村別面積数値は、琉球政府法務局土地調査庁の調査によっている。

この報告書には、昭和45年の面積のほか、大正9年以降5年ごと、および昭和22年の各調査当時の面積を掲げている。もちろん、これらの面積は、この報告書に掲げた各回調査の調査地域（「調査の地域」の項参照）と同じ範囲の面積であって、この調査地域が年によって異なるため、面積にも相違がある。その相違は、表1「各回調査の調査地域の人口および面積」(IVページ参照)に示すとおりである。

これら各回調査の面積は、地域範囲が同じ場合でも、年によって多少の変化が生じている。それは新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響にもとづくものである。この報告書に掲げた各年の面積の出所は、つぎのとおりである。

- 大正9年 大正9年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
- 大正14年 大正14年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
- 昭和5年 昭和5年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）

昭和10年～昭和22年 昭和10年全国市町村別面積調（内閣統計局）

昭和25年 全国市町村別面積調査（建設省地理調査所）

昭和30年 昭和30年国勢調査報告 第1巻および昭和30年国勢調査全国都道府県市区町村別面積改定表（総理府統計局）

昭和35年 昭和35年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

昭和40年 昭和40年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年および昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測または修正を加えたものの面積である。昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局と共同で陸地測量部指導の下に、同部発行の5万分の1地形図にもとづいて、昭和10年3月31日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年および25年の面積は、昭和10年の面積を基礎とし、調査地域の異動および市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行なったものである。ただし、昭和25年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また昭和10年以降において海岸線がいちじるしく変化した区域の市町村をも改測した。

昭和30年の面積数値は、建設省(旧)地理調査所(現国土地理院)と総理府統計局が、終戦後修正をほどこした5万分の1地形図(応急修正版)上において新たに測定した昭和30年10月2日現在の境域による平面面積である。また昭和35年および昭和40年の面積数値は、それぞれ昭和30年および昭和35年の面積にもとづき、調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行なったものである。

沖繩における国勢調査

沖繩(「調査の地域」の項で述べた(3)の諸島)において

も、日米琉 諮問委員会の勅告第32号(1969年3月11日)にもとづき、戦後初めて、琉球政府が本土と同一の「調査の時期」、「調査の対象」、「調査の事項」および「調査の方法」による国勢調査を実施した。この沖繩における国勢調査の結果の集計は、総理府統計局が行ない、本土とほぼ同じ内容の結果表が作成されることになっている。

沖繩に関する結果の主なもの、昭和46年8月に刊行された「昭和45年国勢調査報告 沖繩編」(本土における「昭和45年国勢調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編」に相当する。)に収録されているが、そのほか、総理府統計局が刊行する昭和45年国勢調査に関する結果報告書には、本報告書も含め、沖繩についての結果も「参考」として掲載することとしている。

戦前の沖繩における国勢調査は、沖繩県として、本土各県とともに日本政府によって実施されたが、戦後は、つぎのとおり、琉球列島軍政本部または琉球政府によって、本土とは別に5回の国勢調査が実施されている。

調査の名称	調査期日
1950年国勢調査	昭和25年12月1日
1955年臨時国勢調査	昭和30年12月1日
1960年国勢調査	昭和35年12月1日
1965年臨時国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日

本報告書に「参考」として掲載してある沖繩の人口等は、これらの国勢調査の結果によっている。したがって、沖繩に関する結果のうち昭和25年、30年、35年の結果は、本土とは異なりそれぞれ12月1日現在のものであるので利用上注意が必要である。

なお、沖繩における国勢調査の詳細については「昭和45年国勢調査報告 沖繩編」を参照されたい。

事後調査

昭和45年国勢調査事後調査は、昭和45年国勢調査の調査対象のは握状況および調査事項の調査結果の精度を実地に検証し、国勢調査結果利用上の指針とするとともに、今後の国勢調査企画上の参考資料を得るため、昭和46年2月1日現在で、一定の方法により抽出された1,259の昭和45年国勢調査調査区について実施された。

この調査は、昭和45年国勢調査計画の一環として行なったものであるが、国勢調査とは別に統計報告調整法により承認(行政管理庁承認No.7823)された調査であった。

なお、事後調査は、今回の調査とはほぼ同様の趣旨により、昭和25年国勢調査からひき続き実施されたものである。ただし、昭和25年と昭和30年の調査では「抽出再調査」という名称で行なっている。

また、この事後調査の実施に際して、昭和45年国勢調査について世帯の意見・感想を聴取し、今後の国勢調査企画上の参考とするため、事後調査の対象となる世帯のうちの10分の1の世帯に対し、国勢調査に関するアンケートを実施した。